

建設工事等入札参加資格審査基準

(目的)

- 1 この基準は、建設工事、測量・建設コンサルタント等又は工事材料に係る競争入札参加資格審査申請を行う者に対し、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）及び競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）への登載に関し必要な事項を定めるほか、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第124条第1号の規定に基づく要件（平成6年4月県告示第340号）に定められている等級を決定する（以下「格付」という。）基準を定めることを目的とする。

(資格審査)

- 2 競争入札参加資格審査申請書（申請書-1 建設工事、申請書-2 測量・建設コンサルタント等、申請書-3 工事材料）（以下「申請書」という。）に知事が必要と認めるものとして別表第1に定める書類を添えて提出されたときは、規則第125条第5項に基づく事項について審査を行う。

- 2の2 審査の結果、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「資格者」という。）については、工事の種類ごとに総合点数の付与を行うこととする。また、次に掲げる工事については、その種類ごとに、第4項から第7項に定める方法により格付を行うものとする。

ただし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項ただし書きで規定する建設業を営む者については、総合点数の付与及び格付は行わないものとする。

土木一式工事
建築一式工事
電気工事
管工事
舗装工事

(総合点数)

- 3 資格者に付与する総合点数は、工事の種類ごとに、第1号による数値に第2号による数値を加えた点数とする。

(1) 法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値（当該総合評定値の算出の基となる経営事項審査を、申請書が提出された日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「審査基準日」という。）の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けたもので、直近のもの）の工事の種類ごとの数値

(2) 下記の技術的評価及び社会性評価について算定した数値の合計数値（主たる営業所の所在地が県外にある者にあつては、技術的評価のア、ウ及びエ、並びに社会性評価のア及びイについて算定した数値の合計数値。以下「発注者別評価点」という。）

① 技術的評価

ア 西暦における偶数年の10月31日から直前2年間（以下「審査対象期間」という。）に完成検査が終了した県発注工事（山形県企業局及び山形県病院事業局を含む山形県の全ての組織が発注した工事をいう。以下同じ。）の建設工事の種類ごとの工事成績（山形県建設工事成績評定要領（平成15年3月28日管第2076号）に基づく評点）から、次により算定した数値

件数	数値
1件につき	(工事成績評定点-80点) × 4

イ 審査対象期間における山形県優良建設工事等知事顕彰の受章に応じ、次により算定した数値

回数	数値
1回につき	20

ウ 建設工事の種類ごとに、審査対象期間における総合評価落札方式（標準型）の入札における加算点の数値（1件の工事につき加算点が10点を越える場合にあつては、10点満点に換算した数値（端数は四捨五入））

件数	数値
1件につき	1～10

エ 建設工事の種類ごとに、審査対象期間における山形県建設工事成績評定要領（平成15年3月28日管第2076号）に基づく評定点のうち、監督職員の「高度技術」のVE方式に係る評定点の数値

件数	数値
1件につき	1～10

オ 法第27条の29第1項の規定に基づく総合評定値通知書（当該総合評定値の算出の基となる経営事項審査を、審査基準日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に受けたもので、直近のもの）の一級の技術職員数に応じ、次により算定した数値

人数	数値
1人につき	1

② 社会性評価

I 法令の遵守状況

ア 審査基準日から直前2年間（以下「直前2年間」という。）における山形労働局長からの労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）又は最低賃金法（昭和34年法律第137号）に違反するとする通報に応じ、次により算定した数値（労働災害関係及び賃金不払については除く。）

違反回数	数値
1回につき	-10

イ 審査対象期間における山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の措置に応じ、次により算定した数値

期間	数値
1か月につき	-20

※1 1か月未満の端数がある場合は、それを1か月とする。

※2 指名停止期間中に、第11項第5号に基づき、建設工事、設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料に係る競争入札参加資格者名簿全てから削除された場合は、県内業者は100点、県外業者は200点をあわせて減ずる。

ウ 審査基準日から直前4年間における山形県公安委員会から委託を受けて（公財）山形県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」受講者が審査基準日に在籍している場合、次により算定した数値

※ ただし審査基準日において当年度の当該講習が開催されていない場合は、審査基準日の1か月後までに当該講習が開催され、受講者が審査基準日に在籍している場合、次により算定した数値

数値
5

II 環境保全に関する対策

エ 審査基準日における環境経営の国内規格であるエコアクション21の取得に応じ、次により算定した数値

環境規格	数値
エコアクション21	5

※1 建設分野に係る認証に限る。

III 労働安全衛生への取組

オ 審査基準日から直前2年間における県が指定する労働安全衛生に関する講習等受講者の、審査基準日の在籍者数に応じ、次により算定した数値

人数	数値
1人につき	2

※1 加点は最大10点とする。

※2 県が指定する労働安全衛生講習とは、下表のとおりとする。

講習名
職長・安全衛生責任者教育
職長・安全衛生責任者能力向上教育
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育
安全管理者選任時研修
職長等安全衛生教育（初任時）
安全衛生推進者養成講習
安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）
安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修
リスクアセスメント実務担当者研修
新入者雇入時安全衛生教育
斜面の点検者に対する安全教育

IV 労働者福利厚生への取組

カ 審査基準日における障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号、以下「障害者雇用促進法」という。）第43条に基づく法定雇用率の達成（常用雇用労働者数が43.5人未満の企業にあっては、障害者雇用促進法第2条に規定する障害者（以下「障害者」という。）を1人以上雇用）状況に応じ、次により算定した数値

数値
5

※1 常用雇用労働者数が43.5人以上であって、法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者の数が43.5人未満の場合は、障害者を1人以上雇用している場合に加点する。

※2 0.5人は短時間労働者1人の人数。

※3 特例子会社の適用を受ける企業の関係子会社である場合は、当該関係子会社で障害者を1人以上雇用している場合に加点する。

また、審査基準日時点において障がい者雇用優良事業主認定制度で認定を受けている場合、次により算定した数値

数値
5

キ 審査基準日から直前2年間に1か月以上の育児休業を取得した者が審査基準日に在籍している場合、次により算定した数値

数値
5

ク 審査基準日から直前2年間における「建設雇用改善優良事業所」としての表彰について、次により算定した数値

数値
5

※ 厚生労働大臣表彰又は山形県知事感謝状に限る。

ケ 「健康経営®」の普及促進に係る取組について、次により算定した数値

「健康経営」の普及促進に係る取組	数値
① 審査基準日時点で保険者が実施する健康宣言事業に参加している場合	3
② 審査基準日時点で日本健康会議の健康経営優良法人の認定を受けている場合	2

※ 「健康経営®」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

V 災害対応体制及び公共施設維持管理等の社会貢献活動

コ 審査基準日から直前2年間における、企業としての地域貢献活動の状況に応じ、次により算定した数値

地域貢献活動	数値
① 災害時の対応	15
② 公共施設の維持管理	
ア ふれあいの道路愛護事業	5
イ 山形県ふるさとの川愛護活動支援事業	5
③ その他の地域貢献活動（別表第2左欄に掲げる活動であって同表右欄の判断基準を満たすものに限る。）	5

※ ②はアとイの活動についてそれぞれ加点する。

※ 地域貢献活動の内容については、下記の基準により加点の可否を審査する。

- ① 従業員の個人的活動ではなく、企業活動の一環として組織的に実施したものであること
- ② 活動内容が客観的に確認・証明できること

VI 人材育成

サ 新規学卒者の雇用促進に係る取組について、次により算定した数値

人数	数値
① 審査基準日から直前2年間に卒業した新規学卒者を採用し、審査基準日で常用雇用している場合、1人につき	5
② 審査基準日から直前2年間に県内に在住又は通学する生徒・学生をインターンシップ又は職場体験学習で受入れた場合	5

シ 審査基準日時点で在籍する35歳未満の者が、審査基準日から直前2年間に1級技術者等の資格を取得した場合、次により算定した数値

(注) 1級技術者等とは、1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士、1級造園施工管理技士、1級建築士及び技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、電気電子部門、機械部門、上下水道部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。）、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「農業農村工学」、「水産土木」、「林業・林産」、「森林土木」又は建設部門、電気電子部門、機械部門、上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）に合格した者とする。（以下同じ）

人数	数値
1人につき	5

ス 山形ウーマノミクスの推進に係る取組について、次により算定した数値

人数	数値
① 審査基準日から直前2年間に女性を採用し、審査基準日で常用雇用している	5

場合、1人につき（VIサ①との重複可）	
② 審査基準日時点で在籍する女性が、審査基準日から直前2年間に1級技術者等の資格を取得した場合、1人につき（VIシとの重複可）	5

※ ①の加点は最大10点とする。

VII その他

セ 審査基準日から直前2年間における、協力雇用主としての活動について、「協力雇用主」として保護観察所に登録し、次により算定した数値

協力雇用主としての活動	数値
① 事業所見学会の受入れ、職場体験講習の受入れを行った	2
② 「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用（トライアル雇用を含む）を行った	3

ソ 経営革新への取組について、次により算定した数値

経営革新への取組	数値
① 審査基準日の直前4年間に、新たに新分野に進出した場合	3
② 審査基準日に、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第9条に基づく経営革新計画の承認を受けている場合（①と②は重複不可）	3
③ ①から②のいずれかの取組を行った場合において、当該取組が再生可能エネルギー分野に係るものである場合	2

※ 新たに新分野に進出した場合は、下記の要件を全て満たしていること。

- ① 審査基準日から直前2年間に新分野における設備投資や仕入れ費用等として500万円以上の支出を行っている。
- ② 県内に主たる営業所を有する事業者（個人事業者を含む）が新分野に進出した、並びに単独又は50%以上を出資して、県内に商業登記簿上の本店を置く新分野の会社を設立した。

※ 再生可能エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、地中熱利用等の枯渇しないエネルギーをいう。

タ 審査基準日において、下記の全ての基準を満たしたと認められる県発注工事に関する下請工事代金の支払に関する社内規則等を定め、かつ、審査基準日から直前2年間に現金払（手形併用の場合は現金割合60%以上、手形期間60日以内）であって部分払又は完成払の支払までの期間が1か月以内となっている県発注工事に関する下請工事契約の注文実績があることについて、次により算定した数値

下請代金の支払の基準	数値
○ 発注者又は下請契約における注文者から前払金あるいは中間前払金の支払を受けたときは、下請に対し、資材の購入、労働者の確保その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこと	5
○ 発注者又は下請契約における注文者から部分払及び完成払の支払を受けたときは1か月以内で、できる限り短い期間内に、下請に対して出来高部分に相応する金額を支払うこと	
○ 原則現金払。やむを得ず手形併用の場合は、現金の割合が60%以上、手形期間が60日以内であること	
○ 工期内に賃金水準又は物価水準の変動により下請代金額を変更する必要が生じたときは、適宜、変更の措置をとること	
○ 下請工事に必要な資材を、下請契約における注文者から購入させる下請契約を締結したときは、その工事の下請代金の支払期日より前に、その工事に使用する資材の代金の支払を求めないこと（正当な理由のある場合を除く。）	
○ 下請契約における注文者が特定建設業者の場合は、完成払については、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から50日以内で、できる限り短い期間に支払う	

(格付の基準)

4 格付を行う工事の等級の区分については、別に定める格付基準に基づくものとする。

(営業年数1年未満の者の格付)

5 法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の審査基準日において営業年数が1年未満である者(建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成20年1月31日国土交通省告示第85号)第一第四項第2号(一)ただし書きにより営業年数を零年とされた者を除く。)については、前項の規定にかかわらず、最下等級の等級とする。

(官公需適格組合の格付)

6 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づく設立認可を受けた建設業関係事業協同組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合については、別に定める特例審査基準の適用を受ける場合は、当該基準により総合点数の算定及び格付を行う。

(共同企業体の審査等)

7 山形県建設工事共同企業体運用基準(平成16年4月1日建企第6号、以下「運用基準」という。)に定める特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体についての取扱いは次のとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の審査、総合点数の算定及び格付については、運用基準第4に定める方法により行うものとする。

(2) 経常建設共同企業体の構成員は、経常建設共同企業体の競争入札参加資格を有する業種の工事について、単体企業としての競争入札参加資格を失う。

(3) 経常建設共同企業体を解散したときは、次の(イ)から(ハ)により単体企業としての競争入札参加資格を取得する。この場合、当該単体企業の入札参加申請の際の総合評定値及び発注者別評価点により総合点数を付与し、格付を行う。

(イ) 西暦における奇数年の4月1日から同8月10日までの間に解散し、届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌々年の3月31日まで

(ロ) 西暦における奇数年の8月11日から同11月15日までの間に解散し、届出をした者 届出後の最初の4月1日からその翌年の3月31日まで

(ハ) 西暦における奇数年の11月16日から翌年の8月10日までの間に解散し、届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌年の3月31日まで

(資格者名簿への登載)

8 資格審査の結果は資格者名簿(資格者名簿-1 建設工事、資格者名簿-2 組合、資格者名簿-3 JV、資格者名簿-4 測量・建設コンサルタント等、資格者名簿-5 工事材料)に登載するものとする。この場合、資格者名簿に登載した者に対し、その旨及び格付を行った等級等を通知するものとする。

(資格者名簿への不登載)

9 次の各号に掲げる事項の一に該当する者は、資格者名簿へ登載しないものとする。

(1) 資格者名簿の記載内容に重大な虚偽がある場合

(2) 規則第125条第4項第2号又は第3号に定める期間内に次のいずれかの書類を提出できない場合

(イ) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明

(ロ) 山形県の県税(地方消費税及び個人県民税を除く。)に未納がないことの証明

(ハ) 資格審査申請を行った者が個人事業主である場合は個人県民税に未納がないことの証明

(ニ) 法律で義務付けられている社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入がなされていることの証明

(3) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していると認められるとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (8) 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にある者を含む。）であること。

（名簿登載後の等級の変更）

- 10 資格者名簿登載後の等級の変更又は総合点数の変更は、次の各号に掲げる場合を除き、行わないものとする。
 - (1) 関係書類の虚偽記載等により許可行政庁から経営事項審査の再審査を求められ、再計算の結果において総合評定値が減点となる場合
 - (2) 合併会社又は事業協同組合が、別に定める資格審査の特例基準の適用を受ける場合
 - (3) 資格者名簿登載後に建設業の許可業種又は法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けた業種を追加した場合。この場合、追加があった業種についてのみ等級及び総合点数を付与することとし、それ以外の業種については変更を行わない。また、発注者別評価点については、名簿登載時に第3項第2号により算定した数値を用いるものとする。
 - (4) 建設業の許可区分に変更があった場合。この場合、等級は変更するが、総合点数の変更は行わない。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者が、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受ける場合（この場合、第3項第2号において算定した数値の合計数値の変更は行わない。）

10の2 第10項第3号及び第10項第4号に係る等級の変更又は総合点数の変更は、次の各号により行うこととする。

- (1) 西暦における奇数年の4月1日から同8月10日までの間に届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌々年の3月31日まで
- (2) 西暦における奇数年の8月11日から同11月15日までの間に届出をした者 届出後の最初の4月1日からその翌年の3月31日まで
- (3) 西暦における奇数年の11月16日から翌年の8月10日までの間に届出をした者 届出後の最初の10月1日からその翌年の3月31日まで

（資格者名簿からの削除）

- 11 資格者名簿に登載された後、次の各号に掲げる事項の一に該当することとなった者がある場合は、資格者名簿からその者を削除するものとする。
 - (1) 資格者名簿に登載されている個人が死亡したとき
 - (2) 法人が合併により消滅したとき
 - (3) 法人が破産以外の事由により解散したとき
 - (4) 廃業したとき
 - (5) 競争入札参加資格を辞退したとき
 - (6) 第9項第3号から第8号までのいずれかに該当すると認められるとき
 - (7) その他、参加資格を失ったと認められるとき

（資格の承継）

- 12 資格者名簿に登載された後、個人が法人を設立したとき又は法人が合併したとき（登載されていない法人が存続した場合も含む。）等の場合で営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行う承継

者があると認められるときは、その承継者を資格者名簿に登録することができるものとする。

(名簿登録後の変更の届出)

- 13 資格者名簿登録後に、商号名称、住所等の名簿登録事項に変更があった場合は、県内に主たる営業所を有する資格者は各総合支庁（分庁舎を含む。）に、県外に主たる営業所を有する資格者は、県土整備部建設企画課に、遅滞なく届出るものとする。

(設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料の競争入札参加資格者名簿登録者への準用)

- 14 設計・測量・調査・コンサルタント及び工事材料競争入札参加資格者名簿に登録されている者についても、本基準に準じた取扱いとする。ただし、設計・測量・調査・コンサルタントの競争入札参加資格者名簿に登録された技術者数に係る変更については、規則第125条第4項第3号に定める期間に届出るものとする。

(基準に定めのない事項)

- 15 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

- 1 建設工事入札参加資格審査基準（平成5年5月1日制定）を全部改正し、平成7年5月1日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成10年8月11日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

- 1 本基準の一部改正は、平成15年3月17日から施行し、平成15・16年度建設工事入札参加資格者名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 本基準の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 本基準の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 本基準の一部改正は、平成21年4月1日から施行し、平成21・22年度の名簿に係る審査から適用する。

(経過措置)

- 2 平成20年11月4日から11月17日に申請をした者について、平成20年11月18日から12月31日までに、新たに第3項第2号のいずれかに該当することとなった場合は、直前2年間又は審査基準日に該当していたものとみなす。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 21 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23・24 年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、同日以降の平成 23・24 年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25・26 年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、平成 25・26 年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27・28 年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29・30 年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31・32 年度の名簿から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3・4 年度の名簿から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、令和 3 年 8 月 1 日から施行し、令和 3・4 年度の名簿に係る審査から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 本基準の一部改正は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 本基準の一部改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5・6年度の名簿から適用する。

【別表第1】

建設工事入札参加資格基準第2条に定めるその他知事が必要と認める書類

No.	提出書類	建設工事	測量・コンサル	工事材料	対象となる者(無記入は全者)
1	申請に係る誓約書	○	○	○	
2	建設業法第27条の29による総合評定値通知書(写)	○			
3	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(写)		○	○	法人は必須
4	消費税及び地方消費税の納税証明書(写)	○	○	○	「測量・コンサル」「工事材料」は直前2期分
5	身分証明書(写)		○	○	個人事業主は必須
6	山形県の県税の納税証明書(写)	○	○	○	
7	消費税の確定申告書(写)		○	○	直前2期分
8	個人県民税の納税証明書	○	○	○	山形県居住中の個人事業主のみ
9	発注者別評価点に係る提出書類	○			県内本業者
10	社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入を証明できる書類	○			No.2の総合評定値通知書で未加入となっている社会保険について、審査基準日時点で加入している場合
11	営業登録・事務所登録の通知書・証明書		○	○	「測量・コンサル」については該当者、「工事材料」については、採石業者登録又は砂利採取業者登録としている者
12	県内営業所の確認資料		○		山形県内に営業所等がある旨を申請した場合であって、当該県内事業所が「履歴事項全部証明書」に記載されていない者
13	県内業者入力票	○			県内本業者
14	技術的評価・社会性評価入力票	○			県内本業者
15	地域貢献活動報告書	○			県内本業者
16	新分野進出申請書及び添付書類	○			県内本業者
17	測量・コンサルタント業者総括表		○		
18	有資格者延べ数総括表		○		
19	営業所調書		○		山形県内又は東北6県内に支店等を有する者
20	工事材料業者総括表			○	
21	県外業者入力票	○			県外本業者
22	役務の資格申請調書	○	○		
23	下請代金支払いに関する社内規則	○			県内本業者で該当する者
24	印鑑証明書(原本)	○	○	○	
25	委任状(受任者用)	○	○	○	県外本業者で該当する者
26	使用印鑑届	○	○	○	契約時等に実印でない印鑑を使用する者
27	委任状(代理申請用)	○	○	○	代理申請を希望する者
28	技術職員名簿		○		
29	No.28の職員の資格者証		○		

○:提出が必須となるもの

【別表第2】

その他の地域貢献活動で加点とする事例

活動内容	判断基準
多面的機能支払交付金の共同活動	審査基準日から直前2年間に活動組織に企業として参画し、活動を行った場合。
山形県山地防災ヘルパー	審査基準日から直前2年間に企業として活動を行った場合。
総合支庁独自ボランティア	審査基準日から直前2年間に県総合支庁建設部独自で又は建設部と他部局との連携により実施している地域貢献活動に該当するボランティア事業における参加団体としての活動を行った場合。
除排雪ボランティア	審査基準日から直前2年間に市町村や社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動。なお、従業員の個人的な活動ではなく企業活動の一環として組織的に実施したもので、かつ、請負契約や注文等に基づく活動ではなく自主的な非営利活動であること。
その他のボランティア	審査基準日から直前2年間に県内に所在する保育所・幼稚園・小中学校・福祉施設・地区集会所のいずれかを対象として実施した活動であって、活動内容が清掃・除草・剪定・植栽・除排雪・軽補修のいずれかであること
	審査基準日から直前2年間に「ふれあいの道路愛護事業」、「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」及び同表前述のボランティア以外に、道路・河川・海岸・公園及びその付帯施設等を対象として実施した活動であって、活動内容が清掃・除草・支障木伐採・剪定・植栽・除雪のボランティアのいずれかであること
消防団協力事業所	審査基準日時点で有効な市町村又は消防庁による消防団協力事業所の認定がある
災害訓練への参加（水防団活動を含む）	審査基準日から直前2年間に国・地方公共団体等が実施したもので、実施場所が県内であるもの。
寄付・寄贈（2年間で20万円以上）	審査基準日から直前2年間の寄付・寄贈額が20万円以上であって、寄付・寄贈先が県（やまがた社会貢献基金を含む）、県内市町村又は保育所・幼稚園・小中学校・社会福祉法人・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（NPO）・公益財団法人・公益社団法人（特例民法法人、一般財団法人・一般社団法人で公益事業を行っているものを含む。）・更生保護法人・日本赤十字社であって県内に拠点があるもの。（ただし、寄付・寄贈先が政治団体、宗教団体、建設業関係の業界団体又はこれらに類するものである場合を除く）

【申請書-1】

受付番号

業者番号(許可番号)

申請区分
新規/更新

競争入札参加資格審査申請書(建設工事)

年度において、貴県で行われる下記に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

記

入札参加資格： 建設工事(単体)

年 月 日

山形県知事 殿

郵便番号：
住所：
商号又は名称：
代表者氏名：
代表電話：
代表ファックス：

担当者氏名：
担当電話：
担当電子メール：

※代理申請される場合は、代理人の行政書士の住所・氏名・電話番号・電子メールアドレスを空欄に記入し、押印してください。

【申請書-2】

受付番号

業者番号

申請区分
新規/更新

競争入札参加資格審査申請書(調査・測量・設計・コンサルタント業)

年度において、貴県で行われる下記に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

記

入札参加資格：設計・測量・調査・コンサルタント業

年 月 日

山形県知事 殿

郵便番号：

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

代表電話：

代表ファックス：

担当者氏名：

担当電話：

担当電子メール：

※代理申請される場合は、代理人の行政書士の住所・氏名・電話番号・電子メールアドレスを空欄に記入し、押印してください。

【申請書-3】

受付番号

業者番号

申請区分
新規/更新

競争入札参加資格審査申請書(工事材料)

年度において、貴県で行われる下記に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

記

入札参加資格： 工事材料

年 月 日

山形県知事 殿

郵便番号：

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

代表電話：

代表ファックス：

担当者氏名：

担当電話：

担当電子メール：

※代理申請される場合は、代理人の行政書士の住所・氏名・電話番号・電子メールアドレスを空欄に記入し、押印してください。

【資格者名簿-1(建設工事)】

業者番号	商号名称	代表者	本店〒	本店住所	本店電話	受任者〒	受任者住所	受任者電話番号	受任者役職名	受任者名	格付	格付	格付	格付	格付
											土	建	電	管	舗
許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	地域	
適用の合併特例				除雪	維持修繕	機器保守	植栽等	支障木	森林整備	技術士	林業技士	フォレスト	ジョイナー	フリーダー	
				雪	維	保	植	木	森	森	全				

【資格者名簿－2(組合)】

業者番号	商号名称	代表者	本店〒	本店住所	本店電話	受任者〒	受任者住所	受任者電話番号	受任者役職名	受任者名	格付	格付	格付	格付	格付
											土	建	電	管	舗
許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	客観点	
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点
ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	地域	
適用の合併特例				除雪	維持修繕	機器保守	植栽等	支障木	森林整備	技術士	林業技士	フォレスト	フォレスト		
				雪	維	保	植	木	森	森	全体	ジャー	ジャー		

【資格者名簿-3(JV)】

業者番号	商号名称	代表者	本店〒	本店住所	本店電話	格付	格付	格付	格付	格付	1級技術者	1級技術者	1級技術者	1級技術者	1級技術者
						土	建	電	管	舗	土	建	電	管	舗
許可業種	許可業種	許可業種	許可業種	許可業種											
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
許可業種	許可業種	許可業種	許可業種												
力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
総合点数	総合点数	総合点数	総合点数	総合点数											
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
総合点数	総合点数	総合点数	総合点数												
力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
客観点	客観点	客観点	客観点	客観点											
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
客観点	客観点	客観点	客観点												
力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点											
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	
発注者点	発注者点	発注者点	発注者点	発注者点											
力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	地域	

【資格者名簿ー4(測量・建設コンサルタント等)】

業者番号	業者名	代表者名	本店〒	本店住所	本店電話番号	受任者〒	受任者住所	受任者電話番号	受任者職名	受任者氏名	測量実績 (千円)	建コンサル実績 (千円)	土コンサル実績 (千円)	地質調査実績 (千円)	補コンサル実績 (千円)																
測量																補償コンサル															
測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械設備積算	電気設備積算	調査	地質調査業務	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業・特殊補償	事業損失	補償関連	不動産鑑定	登記手続等									
土木コンサル																															
土質及び基礎	鋼構造物及びコンクリート	河川・砂防及び海岸・海洋	電力土木	道路	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	機械	地質	造園	港湾及び空港	鉄道	上下水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	都市計画及び地方計画	建設環境	水産土木	電気・電子	廃棄物											
その他												建築関係						測量				施工管理									
交通量調査	土質、大気等	環境調査(水質、)	経済調査	水質等の分析	宅地造成設計	電算関係業務	計算業務	工事資料等の整理	施工管理	計量証明	1級建築士	2級建築士	建築設備士	建築積算士	測量士	測量士補	1級土木施工管理技士	2級土木施工管理技士													
その他																															
環境計量士	第1種伝送交換主任技術者	線路主任技術者	地質調査技士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	公共用地経験者	司法書士	補償業務管理士																						
技術士																															
土質及び基礎	鋼構造物及びコンクリート	河川・砂防及び海岸・海洋	電力土木	道路	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	機械	地質	造園	港湾及び空港	鉄道	上下水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	都市計画及び地方計画	建設環境	水産土木	電気・電子	廃棄物											
RCCM																															
土質及び基礎	鋼構造物及びコンクリート	河川・砂防及び海岸・海洋	電力土木	道路	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	機械	地質	造園	港湾及び空港	鉄道	上下水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	都市計画及び地方計画	建設環境	水産土木	電気・電子	廃棄物											
技術士・衛生工学												県内営業所1				県内営業所2				県内営業所3											
技術士・衛生工学	技術士・情報工学	林業技士・森林土木	営業所名1	営業所住所1	技術職員1	事務職員1	職員計1	営業所名2	営業所住所2	技術職員2	事務職員2	職員計2	営業所名3	営業所住所3	技術職員3	事務職員3	職員計3														
東北内営業所																															
営業所名	営業所住所	技術職員	事務職員	職員計	地域	除雪	維持修繕	機器保守	植栽等管理	支障木伐採	森林整備	技術士(森林)	林業技士(全体)	マネージャ	フォレストリーダー																

【資格者名簿－5(工事材料)】

業者番号	業者名	代表者名	本店〒	本店住所	本店電話番号
受任者〒	受任者住所	受任者電話番号	受任者役職名	受任者氏名	
材料種類1	材料種類2	材料種類3	材料種類4	材料種類5	材料種類6
材料種類7	材料種類8	材料種類9	材料種類10	地域	